

令和 7 年 4 月

第 2 回（臨時会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

| | |
|----------|---|
| 報 第 4 号 | 権利の放棄の専決処分の報告について----- ----- 1 頁 |
| 報 第 5 号 | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について---- ----- 3 頁 |
| 報 第 6 号 | 香芝市下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に ついて----- 5 頁 |
| 報 第 7 号 | 香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の専決処分 の報告について----- 8 頁 |
| 承 第 2 号 | 香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承 認について----- 1 2 頁 |
| 承 第 3 号 | 令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の 報告及び承認について----- 1 6 頁 |
| 承 第 4 号 | 令和 7 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の専決 処分の報告及び承認について----- 1 7 頁 |
| 議第 3 9 号 | 令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 2 号）について---- ----- 1 8 頁 |
| 同 第 2 号 | 香芝市監査委員の選任につき同意を求めることについて---- ----- 1 9 頁 |

報第4号

権利の放棄の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、権利の放棄について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市債権管理規則（平成19年規則第21号）及び香芝市上下水道事業債権管理規程（平成19年水道事業管理規程第8号）の規定に基づき、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 権 利 の 内 容 | 香芝市債権管理規則第2条第3号及び第4号に規定する債権 |
| 2 債務者及び金額 | 別紙のとおり |
| 3 放 棄 の 理 由 | 不納欠損処理を行うため |
| 4 放 棄 の 日 | 令和7年3月31日 |

報第5号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月7日

香芝市長 三 橋 和 史

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和7年2月13日午後3時50分頃、大和高田市西町1-63奈良地方
法務局葛城支局の駐車場内において、駐車場所から後退しようとした際、当
方の右後部と停車中の相手車の左前部が接触し、双方とも破損したものであ
る。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として114,279円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

総務部総務情報課

報第6号

香芝市下水道条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市下水道条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

香芝市下水道条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市下水道条例の一部を改正する条例

香芝市下水道条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第13条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報第7号

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月8日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例

(香芝市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 香芝市障がい者計画等策定委員会の項中「香芝市障がい者計画等策定委員会」を「香芝市障害者計画等策定委員会」に、「障がい者計画及び障がい福祉計画」を「障害者計画及び障害福祉計画」に改め、同表香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会の項中「香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会」を「香芝市障害者福祉施設等事業者選定委員会」に、「障がい者福祉施設等の」を「障害者福祉施設等の」に、「障がい者福祉施設等設置運営事業者」を「障害者福祉施設等設置運営事業者」に改める。

(香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部改正)

第2条 香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

目次中「障がい」を「障害」に改める。

前文のうち第1項中「だれも」を「誰も」に、「障がい」を「障害」に、「いきいき」を「生き生き」に改め、第2項中「わが国」を「我が国」に、「位置づけ」を「位置付け」に、「障がい者」を「障害者」に改め、第3項中「障がいが」を「障害が」に、「障がいの」を「障害の」に、「すべての障がい者」を「全ての障害者」に改め、第4項中「障がい」を「障害」に、「すべて」を「全て」に改める。

第1条中「障がい」を「障害」に改める。

第2条第1号中「障がい者」を「障害者」に、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい）」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害）」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第2号中「障がいの」を「障害の」に、「重度障がい者用意思伝達装置」を「重度障害者用意思伝達装置」に改め、同条第3号中「障がい者」を「障害者」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分中「障がいの」を「障害の」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に、「障がいの」を「障害の」に改め、同項第2号中「障がい者」を「障害者」に改める。

第4条第1項中「障がい」を「障害」に改め、同条第2項中「障がい者」を「障害者」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第3項中「障がい者」を「障害者」に改める。

第5条中「障がい」を「障害」に改める。

第6条第1項中「障がい」を「障害」に改め、同条第2項中「障がい者」を「障害者」に、「障がい」を「障害」に改める。

第7条中「障がい」を「障害」に改める。

「第3章 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進」を「第3章 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進」に改める。

第9条第1項中「障がい者、障がい」を「障害者、障害」に、「障がい者等」を「障害者等」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第2項中「障がいの」を「障害の」に、「障がい者等」を「障害者等」に改め、同条第3項中「障がいの」を「障害の」に、「障がい者」を「障害者」に改め、同条第4項中「障がい」を「障害」に改める。

(香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正)

第3条 香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和6年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「障がい者」を「障害者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承第2号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

香芝市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第8条の2第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第20項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係

る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の香芝市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第3号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度香芝市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

承第4号

令和7年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度香芝市下水道事業会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年4月15日報告

香芝市長 三橋和史

議第39号

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について

令和7年度香芝市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和7年4月15日提出

香芝市長 三橋和史

